

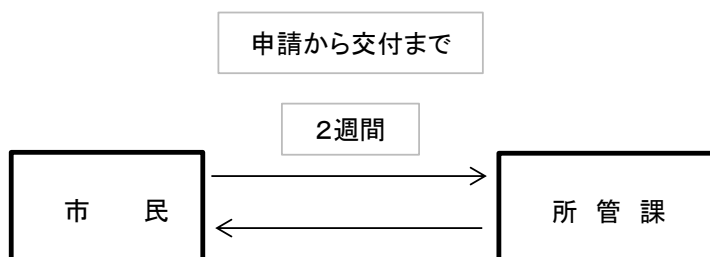
審査基準及び標準処理期間整理個表

番号 28

処 分 名	保安の確保の方法等の認定	
処 分 の 概 要	申請に基づき審査を実施し、保安確保機器の設置及び管理の方法の認定を行	
根 拠 法 令 名	液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律(昭和42年法律第149号)	
条 項	第35条の6	
所 管 課	予防課	
経由機関での処理期間	なし	
所管課での処理期間	なし	
標準処理期間	計	2週間
判断基準	<p>法第35条の6第1項に該当する者の申請で、同条第2項に適合することを基準とする。</p> <p>【根拠法令等】一部・項目のみ記載 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律 第35条の6 液化石油ガス販売事業者は、液化石油ガスの販売契約を締結している一般消費者等の保安を確保するための機器であつて経済産業省令で定めるもの(以下「保安確保機器」という。)の設置及び管理の方法が経済産業省令で定める基準に適合していることについて、その登録をした経済産業大臣又は都道府県知事の認定を受けることができる。 2 前項の認定に関し必要な事項は、経済産業省令で定める。</p> <p>液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則 第46条 法第35条の6第1項の経済産業省令で定める基準は、次に掲げる設置及び管理の方法に応じて、それぞれ次に掲げるものとする。 一 第49条及び第50条に規定する特例によることができる設置及び管理の方法 イ 前条第1号から第3号までの機器にあつては告示で定める方法により設置していること。 ロ 液化石油ガス販売事業者が液化石油ガスの販売契約を締結している一般消費者等のうち、イの方法に基づき保安確保機器が設置されている一般消費者等(以下「認定対象消費者」という。)の割合(以下「認定対象消費者割合」という。)が七十パーセント以上であること。ただし、液化石油ガス販売事業者であつて、合併その他の事由による事業の承継により、当該承継の日に認定対象消費者割合が、七十パーセントを下回った場合には、当該承継の日から一年以内は、これを適用しない。 ハ 前条第3号の機器を設置している者は常時当該機器を監視する者を配置することにより、特定保安情報を監視していること。 ニ 認定対象消費者の供給設備及び消費設備に設置される前条第1号及び第4号の保安確保機器には告示に定めるものが設置されていること。 ホ 告示に定める事項を記載した運営管理規程を定め、これにより管理を行うこと。 ヘ 保安確保機器を設置する場合は、保安確保機器に係る第18条、第19条、第44条第1号カ、第53条及び第54条に掲げる技術上の基準に適合すること。 ニ 第50条の2に規定する特例によることができる設置及び管理の方法 イ 前号イ及びハからヘまでに掲げるもの ロ 認定対象消費者割合が五十パーセント以上であること。ただし、液化石油ガス販売事業者であつて、合併その他の事由による事業の承継により、当該承継の日に認定対象消費者割合が、五十パーセントを下回った場合には、当該承継の日から一年以内は、これを適用しない。</p>	

※根拠法令や審査基準の内容全てを記載することができない場合は、それらが記載された文書等の縦覧をもって代えることができる。

手続の流れ



※根拠法令や審査基準の内容全てを記載することができない場合は、
それらが記載された文書等の縦覧をもって代えることができる。